

質疑応答 Q&A

Q1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 地方自治法第 260 条の 2 の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q3 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

A 自治会等は町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が一つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q4 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体にまで法人格の取得を認めることとはされていません。

ただし、認可申請後に不動産等を確実に保有すると見込める団体については、認可の対象となり得ます。この場合、保有予定資産目録や現地確認等により、将来不動産等を確実に保有するか否かが確認されることとなります。

Q5 「不動産又は不動産に関する権利等」とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。

A 「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲は、具体的に以下のものが該当することとされています。

- ① 土地及び建物に関する権利
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④ その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産

Q6 「その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産」とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。

A 「地域的な共同活動に資する資産」とは、例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等が想定されると考えられます。

Q7 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q8 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょうか。

A その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q9 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

A 認可地縁団地の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえる

ことはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することになります。

Q10 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなる場合もあります。

Q11 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

A 地方自治法施行規則第18条第1項第3号では、申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

Q12 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。

Q13 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

A 法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加

することは可能であると考えられます。

Q14 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A 地方自治法第260条の2第2項第3号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること。」としていますが、これは、制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考え難く、当該制度の目的が満たされないおそれがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

この「相当数」の程度についての判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。

したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市区町村ごとに個々具体的に行うべきものと考えられますが、一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、おおむねこの要件を満たすものと考えられます。

他方、大都市部においては、自治会活動に関心が薄い者が多いことも考えられるので、2分の1以上を一般的な要件とすることは困難と考えられます。

Q15 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

A 地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までもも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q16 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内

の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第 20 条第 3 項、第 89 条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、お尋ねの神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えます。

Q17 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

A 地方自治法第 260 条の 2 第 9 項では、認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

Q18 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

A 認可地縁団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第 260 条の 2 第 2 項の要件を欠くことになると考えられますので、市町村長は同条第 14 項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

なお、分裂した後の自治会等が、その区域を見直した上で、改めて認可を申請すれば、市町村長は地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

Q19 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

A 市町村長は、認可地縁団体が地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています（同条第 14 項）。

具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

Q20 認可を受けた地縁による団体が破産したときの手続はどのように行うのでしょうか。

A 地縁による団体が、その債務を完済することが不可能になったとき、すなわち消極財産（負債）が積極財産（資産）を上回ったときは、裁判所は代表者若しくは債権者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなし、当該団体は直ちに解散することとなります（地方自治法第 260 条の 20、第 260 条の 22）。

この場合において、代表者は、地方自治法第 260 条の 22 第 2 項により直ちに破産宣告の請求をすることが義務付けられています。

なお、破産手続は破産法に基づいて行われ、解散した地縁による団体は、破産の目的の範囲内でなお存続するものとみなされます。

Q 2 1 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。